

みのかも

No. 146

平成23年8月1日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

内線281

市議会だより



福島県相馬市への救援物資輸送隊出発式

主な内容

- 平成23年第2回定例会の審議結果…………… 2 P
- 委員会審査の概要…………… 3 P
- 市政一般に対する質問と答弁…………… 4~14 P
- 可決された意見書…………… 15 P
- 議会日誌…………… 16 P

平成23年
第2回
定例会

市議会第2回定例会は、5月30日に開会し、6月22日までの会期24日間で開催しました。

5月30日には、15議案を上程し、人事案件1件については提案説明、質疑、採決、その他の議案については提案説明までを行いました。

6月9日、10日には、13名の議員が一般質問を行いました。13日には、各議案に対する質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、16日に文教民生常任委員会、17日に企画建設常任委員会を開催しました。

22日には、各議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決、さらに追加議案（意見書）に対する提案説明、質疑、採決、農業委員会委員の推薦（後藤純二氏、土谷みつ子氏、酒向隆二氏、柴田好美氏）を行い、定例会を閉会しました。

議案の審議結果

議案番号	議案名 主 な 内 容	議決結果	議 員 名																	
			藤井浩人	坂井知足	村瀬正樹	後藤 満	渡邊義昌	高井 厚	渡邊益巳	前田 孝	金井文敏	大畑隆夫	柘植宏一	横山俊二	片桐美良	森 弓子	水越甲子	片桐義次	山田 栄	森 厚夫
承第1号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市一般会計補正予算(第9号) 5,322万円の増額、予算総額は175億265万9千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第2号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市一般会計補正予算(第10号) 198万3千円の減額、予算総額は175億67万6千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第3号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算(第3号) 13万8千円の増額、予算総額は51億4,852万7千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第4号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第3号) 保険事業勘定 4万1千円の増額、予算総額は28億9,045万4千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第5号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第4号) 介護サービス事業勘定 32万1千円の増額、予算総額は1,015万7千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第6号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市後期高齢者医療会計補正予算(第1号) 75万2千円の増額、予算総額は4億7,613万5千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第7号	専決処分の承認を求めることについて 平成22年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第4号) 財源更正	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第8号	専決処分の承認を求めることについて 平成23年度美濃加茂市一般会計補正予算(第1号) 655万円の増額、予算総額は179億8,655万円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第9号	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について 地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う条例改正	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承第10号	専決処分の承認を求めることについて 美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う条例改正	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第22号	美濃加茂市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例について 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律等の施行に伴う条例改正	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第23号	平成23年度美濃加茂市一般会計補正予算(第2号) 4,151万1千円の増額、予算総額は180億2,806万1千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
議第24号	平成23年度美濃加茂市介護保険会計補正予算(第1号) 保険事業勘定 657万3千円の増額、予算総額は31億2,432万4千円	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第25号	市道路線の認定について 市道深田489号線ほか6路線の認定	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第26号	東日本大震災の復興対策の強化を求める意見書について 別掲(15ページ)	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
諮第2号	人権擁護委員の候補者の推薦について 柴田好美氏の任期満了に伴う今井直樹氏(新任)の推薦に対して、議会として意見を付する	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

委員会審査の概要

企画建設常任委員会

生しない場合、対象企業は6社程度になると見込んでいる。

《平成22年度

《平成22年度 下水道事業会計補正予算》

5件の事業が繰り越しとなった理由は。

一般会計補正予算
みのかも健康の森の安全確保および遊具改修の内容は。

指定管理者である可茂森林組合による園内点検と軽微な修繕を実施しているほか、農政課職員による園内点検も年1回行い、安全確保に努めている。

また、今回の遊具改修については、パターゴルフ場の芝の張り替えを中心に実施した。

企業工業振興事業の増額理由と今後の見通しは。

対象企業における市内従業員の雇用人数が6名増加したこと、償却資産の算定誤りおよび企業の修正申告が増額の理由である。

また、今のところ新規の奨励金の対象企業は無く、さらに、来年度は対象企業が減少する状況であり、新たな企業誘致が発

スポーツ施設、生涯学習センター、地区交流センター、文化の森および文化会館であり、市内の公共施設のほとんどが対象となる。

また、定住自立圏域においては、その町が保有する施設も対象とされており、詳細については、今後、話を詰めていく。

森林整備加速化・林業再生事業の目的、効果および継続性は。

有害鳥獣による被害を防止するために、耕作地付近の里山を間伐し、新たな植物が育つ環境を作ることで、有害鳥獣の里への侵入を減少させることが一つの目的である。

今回はモデル事業であるため、今後も継続されるか未定であるが、その効果と継続性に期待したい。

文教民生常任委員会

《平成23年度

《平成23年度 一般会計補正予算》

児童福祉費中、講師謝金と講演等委託料の具体的内容は。

講師謝金については、流通科学大学教授1人分の謝金であり、教授は市町村アカデミーの講師を務めるなど、児童虐待防止のエキスパートである。

また、講演委託料については、子育て講演を市内9カ所、食育栄養指導を市内5カ所、子育て支援活動講座を市内2カ所、子どもフェスタを1回、それぞれ開催する計画である。

児童虐待の現状および事業実施に対する要望は。

平成22年度の市内での児童虐待件数は5件、通報件数は2件、支援相談は123件である。

また、児童虐待に関する相談が保育園においても増加しており、事業実施による支援の必要性は高い。

加茂郡内の医療機関での美濃加茂市民の休日急患診療状況は。

今年の5月1日から6月12日までの日曜、祝日における加茂管内の受診者数は378人で、このうち248人が美濃加茂市民である。

また、加茂郡内の医療機関を受診した美濃加茂市民は、川辺町の田原医院に14人、八百津町の佐藤クリニックに4人という状況となっている。

学校給食センター業務委託業者の光熱水費等負担義務は。

今回の業務委託は、職業安定法施行規則にある、専門的技術に基づく業務処理の委託であるため、設備などの使用に関する負担義務はないものと考えている。

学校給食センター業務開始時の安全性および問題発生時の責任の所在は。

業務開始時に調理員が不足するような事態が発生した場合は、委託事業者の他の事業所からの派遣対応が可能であり、問題は無い。

また、問題発生時において、原因が委託事業者にある場合を除き、責任は市にある。

《平成23年度

《平成23年度 介護保険会計補正予算》

支え合い体制づくり事業費補助金による家族介護者支援は。

支え合い体制づくり事業は、要介護者が地域で生活していけるよう支援する体制をつくること目的である。家族介護者支援については、介護者慰労金制度で対応しており、今回の事業実施にあたり、新たな助成制度は盛り込んでいない。

市政一般に対する質問と答弁

要旨

東日本大震災

問 震災および原発事故に対する市長の所感と今後の政治姿勢への影響は。

答 東日本大震災はかつてない規模のものであり、防潮堤が破壊され津波が街を飲み込んだ現実を見ると、防災計画の難しさを感じている。

本市は、過去に9・28災害をはじめとする大きな災害に見舞われ、その経験から防災行政無線の設置や新丸山ダム建設推進などの要望を行ってきた。

今後は、大震災を教訓に強力な防災設備が設置されると思うが、新丸山ダムを含め、一刻も早い整備を望むものである。

また、この震災を機に人々の考え方は大きく変わったと思う。今までの常識で通用しない部分については、新たな仕組みやルールを作るべきである。

問 震災で明らかになった防災上の問題は。

答 東日本大震災において、想定はあくまで机上での想定であつて、想定に対応できるような最善の対策をとっておくことは当然であるが、想定外に備えた対応も常に考えておくことが、真の安全で安心なまちづくりには必要なことだと思ふ。

9・28災害による大水害の後、木曾川に堤防が築かれ、私たちは安心しがちであるが、同災害時と同じ程度の大雨が降れば、木曾川の水は市街地に流れ込んでしまう。

今後は、堤防やダムの決壊など最悪の事態を視野に入れ、国土交通省木曾川上流事務所などと連携して防災対策を進めていくことも必要である。

また、原子力発電所など放射能関連施設に事故が起きた場合の対応については、県が事業者から報告を受けることになっており、県と連携した対応を進めたい。

問 中学校の修学旅行を東北にする考えは。

答 今年度、西中学校は関東方面を旅行先に予定していたが、余震や福島第一原子力発電所における事故による放射能の心配があることから、関西方面へ旅行先を変更した。

今後についても、修学旅行の実施日数、心身の発達段階に合った移動距離、保護者の負担経費、生徒の安全などを考慮すると、当面、東北方面を旅行先にするのは難しいと考えている。

被災地支援

問 本市における被災地支援の現状と長期的支援の考えは。

答 市役所などで受けた義援金は、市社会福祉協議会で取りまとめ、日本赤十字社へ送金することとしており、6月6日現在で4526万1980円となっている。

救援物資については、延べ約560人の皆さんから、水ペットボトル約2・2トン、トイレトペーパー約1万2300ロール、乾電池約900本、ブルーシート約90枚、紙おむつ約620枚などが寄せられ、東松島市や相馬市などへ届けた。

また、長期的な支援として、市役所や出先機関をはじめ、各種イベントにおいても募金箱を設置するなど、義援金は現在も継続している。

なお、ライフラインの復旧に伴い、多くの市町村が救援物資の受け入れを休止しており、5月末で市民の皆さんからの受け入れも休止している。

今後、再び被災地から収集可能な支援物資の要求があれば、ご協力をお願いしたい。

問 被災地への職員派遣の現状は。

答 3月21日から4月7日まで、東松島市と石巻市へ4回にわたって職員2人ずつを派遣し、応急給水活動を行った。

また、4月27日から5月2日にかけて、保健師1人を岐阜県保健師支援チームのメンバーとして陸前高田市へ派遣した。今後は釜石市の支援のため、今年8月に建築技師と保健師を

各1人、来年3月には建築技師1人を、それぞれ1カ月程度派遣する予定である。

なお、可茂消防事務組合からは、延べ31人の隊員が3月11日から4月1日まで緊急援助隊として派遣され、捜索活動や救急搬送などの活動を行っている。



石巻市における給水活動のための補給作業

問 市民などによる支援活動の把握と今後必要となる支援の周知は。

答 災害派遣等従事車両証明書が発行件数や市社会福祉協議会のボランティア保険新規加入から確認できるボランティア活動としては、団体2件、個人2件となっている。

しかし、証明書の発行には名簿の添付が不要であること、市民の方が参加していても代表者が他市町村の方である場合や、現地の受け入れ体制が整っていない初期の段階に活動された場合など、把握できていないこともあり、団体数で10団体、参加者数で1000人は超えていると思われる。

また、ボランティアの要請および情報提供の場の設定については、東北各地の災害ボランティアセンターの受け入れ状況の一覧が岐阜県のホームページで紹介され、ボランティア登録を市社会福祉協議会で行っているため、これにリンクする形で市のホームページにて紹介をしていく。

図 災害派遣等従事車両証明書の発給状況と災害ボランティアに対する支援は。

図 証明書の発行件数は5月末現在で3件である。証明書は申請により発行するが、現地での混乱を避け、受け入れが承認されたものなど、活動が確認できるものを添付していただいている。

そのほか、市社会福祉協議会が行う派遣事業に対して、車両借り上げ代など交通費を市単独

で支援する予定である。

今後市社会福祉協議会と連携し、ボランティアを希望する方々に適切な情報提供と支援をしていく。

図 災害ボランティアツアーの状況と今後の計画は。

図 主催する市社会福祉協議会によると、岐阜県および県内市町村の社会福祉協議会は、岩手県大槌町を支援することで調整されているとのことである。

災害ボランティアツアーの日程は6月21日から24日までで、現地での活動は22日と23日の2日間、参加費用はボランティア活動保険費も含み一人1万5000円である。

また、作業内容は被災家屋などの片付け・清掃・泥出し、避難所支援などであるが、現地でのニーズに応じて対応するため重労働になることもあるとされている。

なお、ツアーの募集には6月6日現在で18の方が応募している。

今後も現地のニーズに応じて対応することになるが、市社会福祉協議会では2回目のボランティア派遣も予定しており、市としても引き続き支援をしている。

図 復興イベントを開催する考えは。

図 今年8月20日に行われるおん祭りのかもの花火大会や、10月16日の中山道まつりなどのイベントでは、来場者に被災地支援のための義援金をお願いすることとし、イベントのポスターにもその旨の記載をしてもらっている。

被災地の復興には、支援を長期間継続することが重要であり、今後、市内で開催されるイベントにおいて、復興支援も開催テーマの一つとしてもらうよう、主催団体などに協力を依頼していく。

放射能汚染

図 放射線量の測定は行われているのか。

図 本市では、可茂消防事務組合中消防署において測定が行われている。

測定結果は県のホームページに掲載されているが、測定器が古いこともあり、測定値ではなく、震災前と比較して変動があるか、ないかの公表となっている。

今後は、市民の皆さんにより早く測定値をお知らせする必要があるので、新しい測定器を発注しているとのことである。また、市においても簡易測定器を購入する予定である。

図 核融合科学研究所(土岐市)の安全性と本市への影響は。

図 同研究所は、太陽のエネルギー源である核融合反応を地上で実現することを目指して、超高温プラズマを生成し、それを安定的に保持する研究をしている施設である。

この核融合は、ウラン燃料を使った核分裂による発電とは仕組みが違い、重水素などを燃料とし、停止すれば容器内は空になるため、福島第一原子力発電所のような事故は起こりようがないとのことである。

また、同研究所では、燃料となる水素や重水素が核融合しやすい状況を作り出すための超高温プラズマを研究しており、核融合そのものの実験や研究をしているわけではないとのことである。

なお、この研究施設は、震度4および緊急地震速報で、プラズマの生成や安定保持を行う装置へのガスと電気の供給が自動

的にストップするよう設計されている上、ウラン燃料は使用していないので、放射性物質の放出など本市への影響は全くないとのことである。

図 瑞浪超深地層研究所(瑞浪市)の安全性と本市への影響は。

図 同研究所は、高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究開発の一環として、岩盤の強さや地下水の流れ・水質を調べたり、研究坑道を建設して研究を行っている施設である。

この研究を始めるにあたり、平成7年に岐阜県、瑞浪市、土岐市および動力炉・核燃料開発事業団(現日本原子力研究開発機構)の4者が、当時の科学技術庁の立会いの下で、地層科学研究に係る協定の締結をしており、その中で、放射性廃棄物の持ち込みや使用の禁止、将来においても放射性廃棄物の処分場としないことをうたっている。

また、超深地層研究所安全確認委員会が設置されており、立ち入り調査や必要な報告を求めることで、安全の確認にも余念がない状況である。

そのため、想定外の事故や災害が生じたとしても、本市には全く影響はないと考えている。

地震対策

■ 耐震化されていない一般住宅の戸数とその対策は。

■ 平成20年の住宅土地統計調査によると、昭和56年5月31日以前に建てられ、かつ耐震化されていない一般家庭の建物は3920戸で、当時の住宅総数の約21%である。

対策としては、耐震補強の必要性をよく知ってもらい、無料耐震診断や耐震補強の補助制度があることを周知することが大切であるため、市の広報紙やホームページなどで詳しくお知らせしている。

なお、昨年からは、古い住宅が密集している区域を選定して、戸別訪問によるPR活動も行っている。

■ 家具転倒防止用具設置の推進は。

■ 本市においても、地震被害防止のために、65歳以上の独り暮らし高齢者、75歳以上のみの高齢者世帯や障がい者世帯を対象に、家具の転倒を防止する用具の助成を行っている。

今のところ、それ以外の方に

対する補助は考えていないが、ハザードマップや市の広報紙、ホームページなどを活用し、設置の呼びかけを行うことで普及を図っていく。

今後、出前講座や防災訓練などの機会をとらえて啓発に努めたい。

■ 学校耐震化に要する費用と工事の早期実施の考えは。

■ 学校の耐震化に要する費用は、約3億9000万円と見積もっている。

今回の震災により、国は学校の耐震化を強力に進めると聞いており、補助採択が得られるようであれば、1校でも早く耐震化を進めたい。

また、建築後45年以上を経過した建物については、耐震調査を行い、IS値（構造耐震指数）が0・3未満の建物は建て替え、0・7未満の建物は耐震補強工事を計画している。

■ 保育園の耐震化の現状と今後の計画は。

■ 平成18年度に、昭和56年以前の建物の耐震診断を行ったところ、各保育園のIS値は、太田第一保育園が0・47、伊深保育園が0・51、下米田保育園が0・58、古井第二保育園が0・59、古井第一保育園が0・38と

診断され、平成20年度に太田第一・伊深・下米田保育園、平成21年度に古井第二保育園の耐震補強工事を実施した。

また、平成24年度には、古井第一保育園と山之上保育園の耐震補強工事を計画しており、これにより公立保育園すべての耐震補強工事が完了する。

■ 蜂屋調整池決壊時の被害の範囲と程度は。

■ 蜂屋調整池を管理・運営する水資源機構に確認したところ、この調整池は農林水産省などの設計基準に基づき耐震設計されており、平成22年には、東海・東南海地震および内陸型の地震で予測される地震動に対する耐震性を確認し、安全性を確保していると判断されている。

また、今回の東日本大震災においても、蜂屋調整池のように農林水産省や国土交通省などの設計基準により設計・施工・管理されている比較的新しいダムは、漏水につながるような致命的な被害は発生しておらず、安全性は十分確保されていると考えられており、決壊した場合の被害想定はされていないとのことである。

市としては、今回の地震により設計基準などが改正され

ば、その都度見直し、安全な管理・運営をするよう水資源機構にお願いしていく。



蜂屋調整池

■ 兼山ダム・大井ダムの耐震性は。

■ 管理している関西電力によれば、両ダムについては現在の設計基準に基づいて耐震性を確認しており、これまでに国内で発生した多くの大地震の際にも大きな被害を受けたことがなく、ダムは地震に対して安全と考えているとのことである。

しかし、東日本大震災を受けて、今後得られる新たな知見も踏まえ、引き続き地震に対するダムの安全性について確認していきたいということである。

災害対策

■ 行政の中核が浸水想定区域にあることへの対応は。

■ 災害対策本部は、通信設備や情報機器の配備を考えると、市役所本庁舎に設置するのが一番効率的であるが、本庁舎にある防災会議室が使用不能になった場合は、総合福祉会館や文化の森で本部を立ち上げるようになる。

防災無線は本庁舎4階に2台設置され、1台は予備機として配備されているが、総合福祉会館にも臨時に使える無線機が用意しており、本庁舎が被災しても、市民への情報伝達に対応できるようにしている。

また、情報の管理については、昨年度、本庁舎が地震などにより被災した場合を想定した情報部門の業務継続計画を策定し、システムが損壊した場合の復旧対応などを定めている。

なお、今年度移行予定の地域クラウドにより、住民情報系のデータは市外で管理されることになり、加えて、地域クラウドに移行しない情報も合わせて本

庁舎以外の市内施設で保管をするため、本庁舎が全壊しても、庁外の2カ所にあるデータを使用し、必要な環境さえ確保できれば、現状の大部分のシステムが稼働できることになっている。

ただし、戸籍情報については、データのバックアップを本庁舎内で保管しているため、今後は、本庁舎以外の施設で保管するシステムの構築を検討する。

新丸山ダム建設の現状は。

「新丸山ダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場」の前段階の会議である第2回の幹事会が4月27日に行われた。会議では全容が明らかにされていないが、昭和58年9月の洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを大前提として検証が行われている。

木曾川沿線の市町の治水安全度を向上させ、災害防止の徹底を図るためには、新丸山ダムの建設事業が必要不可欠であり、一刻も早い本体工事着工と早期の完成が必要である。

また、ダム建設工事による自治体での付け替え道路などの生活再建工事は、ぜひとも実現させなければならない。

そのため、新丸山ダム建設促進期成同盟会会員の皆さんと一

緒に、国に対して強く要望を行っているところである。

新丸山ダム建設についての変更点は。

当初から計画されている新丸山ダムには、不特定容量という予備容量が確保してあるが、流域が日本一広いこのダムでは、上流域のダムの放流量を元に精度の高い洪水予測が可能なることから、洪水が到達する前にこの不特定容量分の放流を行うことにより、ダムの高さを約4・1メートル下げることができるといふ変更案が、新丸山ダム建設事業の関係地方団体からなる検討の場において示された。今後、他の案も示されてくることとあり、それらが全て示されてからよく検討していきたい。

災害時の相互支援協定の締結内容は。

現在締結している災害に関する協定や覚書は、今年の5月31日に締結したためぐみの農業協同組合との協定を入れて全部で39である。

その内訳として、災害発生時に広域的に対応するため、可児・加茂地域をはじめ、県内外の自治体や関係機関との間において締結した災害時相互応援協

定が14ある。

また、民間事業者との生活物資等供給協定が9、その他市内の教育機関との学校開放による避難所の提供に関する覚書、放送関係事業者との緊急放送に関する協定、加茂医師会との医療に関する協定など多種にわたっている。

今後は、岐阜県と姉妹県である鹿兒島県など県外の市町村との連携も含め、災害時に、より効果的な支援活動ができるような体制づくりに取り組んでいく。

地域防災

地域防災計画の見直しをする必要があるのでは。

現在、国や県において、発生する地震の規模や影響などについて検証が行われている。

その結果に基づき、液状化の危険度、原子力事業所の被災や事故による影響の想定と対策、備蓄品の再検討などが必要になるとともに、災害情報の収集、発信の対応などについても見直しを行う。

地域の防災訓練をどのように企画するのか。

今回の東日本大震災のような大災害においては、行政が行う救援活動だけでは対応できないため、自助の考え方に基づいた自主避難や、共助の考え方に立った自主的な防災活動が大切である。

そこで、災害に強い地域づくりを推進するために、自主防災組織、消防団および災害協力隊など、地域のさまざまな団体が連携した防災訓練の実施を目指している。

また、訓練の計画段階から地域の皆さんで検討することで、多くの市民が参加できる地域の特色に合った防災訓練にしていきたい。

なお、地域の皆さんで計画された訓練が円滑に進むよう、市として可能な資器材の提供を行うとともに、消防署などの防災関係機関・団体や企業からの支援が得られるよう依頼していく。

防災備蓄倉庫における飲料水・食料の備蓄状況は。

本市では、災害発生後直ちに必要となるものとして、想定した避難者が3日間過ごせるように、飲料水のペットボトル1・5リットルを1000本、

500ミリリットルを1100本、緊急食のクッキーを3780食備蓄している。

現在は、東日本大震災の被災地へ支援した分が不足しているが、今回の補正予算で補充するとともに、アルファ米4000食を追加購入し、備蓄食料の拡充を図る。

また、飲料水については、耐震化された配水タンクから給水車により応急給水を行うほか、協定を締結した民間企業から地下水が提供される。

なお、食料については、緊急物資提供の協定を締結した市内の販売店からの調達や給食センターなどでの炊き出しも行う。



防災備蓄倉庫に備蓄されている飲料水

☐ 消防団員の確保対策は。

☐ 消防団員確保の難しさは、消防団活動に対する情報不足や誤解が大きな要因であると考えられている。

市としても、より多くの市民の皆さんに消防団活動を理解してもらうため、今後、消防団員の生の声を市の広報紙やホームページを通じて届けていく。

また、団員の勧誘にあたる自治会長との情報交換は、日程を調整した上で開催する。

☐ 消防操法大会への参加を輪番制にしたらどうか。

☐ 全分団が県大会という一つの目標に向かって練習することにより、団員相互の連帯感が強固になり、また、技術面および精神面の向上もより一層図られる。

そのため、現段階において、輪番制による県大会への参加は考えていないが、輪番制にした場合のメリットとデメリットについて、今後研究していく。

☐ 小・中学校の避難訓練・避難マニュアルの状況は。

☐ 学校では、学校の防災計画などに基づき、保護者への引き渡し訓練を含めた避難訓練を年に2〜3回実施している。

また、東海・東南海地震などで美濃加茂市において予測される、震度5弱から6弱程度の地震が発生したと想定して、児童生徒の避難、引渡し、避難所になったときの対応などを含めた防災マニュアルの見直しを、東日本大震災を教訓にして現在進めており、今年度中には完成させ、児童生徒への指導や保護者への説明を始める。

☐ 防災計画における建物被害による避難者数の根拠は。

☐ 避難者数の想定は、平成15年に県が行った被害想定調査に基づいている。

最大の地震は、東南海地震と連動した複合型東海地震で、マグニチュード8・3と想定されており、震源、伝播経路や地盤の特性から算定された震度に基づき、固定資産概要調書や住宅着工統計を基に建物などの被害予測が行われ、住宅の全半壊・焼失棟数から避難者数が算定されている。

今後、県において震度などが見直されることになれば、それに伴い本市の想定も見直しを行う。

☐ 避難所の指定を分かりやすくできないか。また、安全性に問題はないか。

☐ 災害によって異なる避難所が指定されるなど、分かりにくい点もあるため、設備面や避難経路の安全面などを考えた場合、どの避難所がよいのかを検証するとともに、地元の皆さんとも協議をしていきたい。

また、9・28災害の際に浸水した施設や場所を避難所などに指定していることについては、複合的な災害を想定した場合に問題があるため、今後検討を行っていく。

なお、生涯学習センターについては、耐震化されていること、木曽川が氾濫しても大部分は浸水しないこと、設備・環境が整っていることなどから、第1次避難所として十分機能するものと考えている。

情報発信

☐ 「すぐメールみのかも」の利用登録者数と周知方法は。

☐ 登録者数はジャンルごとにさまざまであるが、必須登録である緊急災害情報において、今年5月末現在で4873人の登録者となっている。

このシステムは、日常の市政

情報のお知らせだけでなく、緊急災害情報や気象情報、火災情報など災害時の緊急放送を補完するものとして、非常に有効な手段であり、できる限り多くの市民の皆さんに登録してもらいたい。

また、平成23年4月1日号の広報紙で周知を図ったが、現在でも、本庁舎受付および生涯学習センター受付において、簡単登録機「スタンパー」を設置し、周知を図っている。

今後も、広報紙やホームページで登録を呼びかけるとともに、多くの方が集まるイベントにスタンパーを設置し、その場で登録していただくなど、広く市民の皆さんへの普及促進を図っていく。



簡単に利用登録ができる「スタンパー」

☐ 「すぐメールみのかも」を広域化する考えは。

☐ 定住自立圏域の住民の皆さんでも、知りたい地域のメール配信サービスに登録すれば情報収集が可能であり、現在、本市の「すぐメールみのかも」にも、市外の約260人の方が登録している。

なお、圏域内では、現在5つの市町で配信内容の異なるメール配信サービスを行っており、今後、配信内容の充実、実施町村の拡大を図り、相互の周知により情報交流の場を広げていく。

☐ 地域FM局の必要性は。

☐ 本市では、かにかも放送「FMでんでん」と災害緊急放送に関する協定を締結し、災害時における協力体制をとっているが、昨年10月にFMでんでんは廃局となっている。

今年度、可見市のケーブルテレビ事業者が、FMでんでんの既存設備を活用し、放送エリアを拡大した新会社を設立する動きがあり、参画する場合には出資金や維持経費などの支援が求められている。

現在は、技術的に美濃加茂市全域への放送が可能かどうかを検証しており、可能であれば、

災害時の地域情報の発信において、携帯メールやケーブルテレビなどと合わせて重要な情報媒体となるため、新会社への参画を検討していく。

省エネ対策

市役所における節電対策は、

設備関連では、庁舎や各施設において部分消灯や間引きによる消灯を行っているほか、パソコンなどOA機器の電源を主電源から切ることや、土日など長時間機器を使わないときはプラグを抜くなどの対策を実施している。

また、勤務体制については、時間外勤務の早朝実施を励行したり、毎週水曜日のノー残業デーには、午後6時までの一斉退庁を実施しており、6月1日に実施した結果、15キロワット以上の節電となった。

なお、サマータイムの導入、土日勤務や平日休業も検討したが、市役所だけが先行すると行政サービスが低下することなどから、実施はできないと考えている。

市民に対する電力削減の啓発は、

現在、国が15%電力削減のお願いをしており、市役所関連施設においては、国に準じて15%の削減目標を掲げて取り組んでいる。

具体的にはクーラーで12%、その他で3%の電力削減を見込んでいる。

県が今年6月1日の省エネ・新エネ推進会議において、県民に対し節電目標を示したので、市民に対しても、県の目標に準じて節電をお願いしていく。

自家発電設備の電力抑制効果と設置位置変更の予定は、

本庁舎の自家発電設備は、夏場の電力抑制および防災用として180キロワットの発電能力を有しており、昨年、夏場の3ヵ月間において、30万9200キロワットの電力使用量に対して、発電量7万8900キロワットと25・5%の電力使用量の抑制を行っている。

また、9・28災害のような災害を考えると、設備をより高い位置に設置することが必要であり、今後、老朽化した受変電室との一体的な改修を検討し、改修する際には2階以上の高さに設置する。

エネルギー政策

国のエネルギー政策に対する見解は、

原子力発電は、これまで国がその安全性を保障し、立地する自治体の協力を得ながら推進してきた国の施策であり、今回の福島第一原子力発電所の事故についても、事業者である東京電力の責任は言うまでもないが、国も責任を負うべきである。今、次々と明らかにされる情報について考えるとき、原子力発電からの脱却も視野に入れたエネルギー政策を、早急に確立してもらいたい。

太陽光発電の公共施設への設置状況と今後の方針は、

太陽光発電の設備は、平成12年に文化の森に設置して以来、小学校5カ所と森山浄水場に設置してきた。その発電能力は、合計で毎時94キロワット、平成21年度の年間総発電量は11万5000キロワットとなっている。

今年度は東中学校に毎時30キロワットの設備を設置する予定であり、今後も、施設の耐震工

事や増改築工事にあわせて設置していきたい。



太陽光発電設備が設置されている森山浄水場

太陽光発電等設備の設置を住宅リフォーム助成制度の対象にしては、

太陽光発電および太陽熱利用設備の設置についても、住宅リフォーム助成制度の対象としており、昨年度は1件の利用者があった。

住宅リフォーム助成制度の中では、個々のリフォーム内容についてのPRを行っておらず、今後は、環境政策を推進する中で、太陽光発電および太陽熱利用設備などの設置についてPRしていく。

教育問題

目指す子どもの姿とフロム0歳プランに対する考え方は、

子どもたちには、基礎学力・気力・体力を身につけてもらい、その人らしさが育つと良いと思っている。

それが、平成23年度的美濃加茂市学校教育の方針と重点に定めた「めざす姿」の「自己にきびしく、人にやさしい、心身ともにとくまじい児童生徒」ということになる。

また、そのめざす姿に近づける手立てとしてフロム0歳プランを位置付けている。

今後の通学区区域審議会のあり方は、

「美濃加茂市の教育を考える会」の意見を踏まえ、今年度、通学区区域審議会を開催し、西中学校区の見直しについて審議を始める。

まずは、関係地区の保護者などの意見を聞き、その後、審議会を開催したいと考えており、審議委員は7月から8月の定例教育委員会に諮って人選したい。

委員には、西中学校区の小・中学校の校長、PTA会長、市議会議員、校区の小・中学校PTA母親代表などを予定している。

また、第1回の審議会を8月から9月を目途に開催し、今年度中には大筋を出してもらい、来年度までに通学区を決定、教育委員会が答申を受けてさらに検討した後、通学区を変更する。なお、その後に新たな審議会を設置し、小学校区の見直しについても審議をお願いする。

学校給食センター

☐ 学校給食センター業務の委託業者決定までの経過と今後の委託料の見込みは。

☐ 今年の4月15日に募集要項を公表、4月25日に現地説明会を開催し、8社の出席があった。また、5月6日に質問に対する回答を行い、5月10日に提案書の受付を終了し、5社の参加があった。

さらに、5月17日に提案書の審査を行い、高得点の2社に絞り込み、5月27日にプレゼンテーションとヒアリングを

行った結果、6月1日に大新東ヒューマンサービス株式会社に決定した。

選定の決め手となったのは、学校給食センターの嘱託職員が希望すれば継続して雇用してもらえることと、衛生管理体制に優れ、食中毒事故がないことである。

なお、今年の委託料は729万4000円、平成24年から27年までは年1億943万1000円、28年の4月から7月までは3647万7000円となっている。

☐ 民間委託により委託料が高くなり、行財政改革と言えないのでは。

☐ 行財政改革は、中長期的な展望に立って判断するものであり、単年度で判断すべきではないと考える。

予算だけを見れば委託料が高くなっているが、前の給食センターでは調理業務に市の職員が配置されており、比較は難しいが、調理する職員の人件費を考えると明らかに経費の削減が図られている。

☐ 保護者や市民の声を聞かないのは、第5次総合計画の方針に反するのでは。

☐ 学校給食センターの業務委託は第4次総合計画で検討され、調理作業・配送・回収・片付け業務を民間委託することが適切であると結論付けられ、民間委託を進めてきた。

第5次総合計画も行財政改革の徹底のため、公共サービスにおける民間参入を目指しており、給食業務の民間委託もこれに沿って行っている。

☐ 委託契約期間を5年とした理由および問題が生じた場合の対応は。

☐ 食品衛生法に規定する営業許可が5年であることや、業務の合理化、経費の節約、衛生管理の徹底は長期に取り組む必要があることから、契約期間を5年とした。

また、受託者に問題が発生した場合、いきなり契約を解除することはなく、改善を求めても受託者が応じない場合に解除する。

☐ 委託契約の内容が偽装請負に当たらないか。

☐ 厚生労働省発行の「労働者派遣・請負を適正に行うための具体的判断基準として、「契約書等に食中毒等が発生し損害賠償が求められる等注文主側が損害を被った場合には、受託者が注文主に対して損害賠償の責を負う（又は求償に応ずる）旨の規定を明記していること」とあり、本市の委託仕様書にも同様の規定が明記してある。

また、委託業務が市の調理機械などを使って行われることに關しては、本業務が、職業安定法施行規則第4条第4号の後段に規定する「企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うもの」に当たり、偽装請負にはならないと理解している。

特別支援教育

☐ 特別支援教育の現状と今後の予測は。

☐ 小学校の特別支援学級に在籍している児童数は、16学級で65人である。

また、通級指導教室では言葉の教室に57人、情緒通級教室では2学級に28人が学んでいる。

なお、平成21年度から22年度にかけて、就学指導の必要な対象者が66人増加したことを踏まえると、今後も増加するのではないかと考えている。

☐ 可茂特別支援学校のセンター機能を活かした特別支援システム構築の考えは。

☐ 可茂特別支援学校は、センター的機能事業として、相談支援、訪問支援、教材教具の貸し出し、研修活動の4つを進めている。

ここは特別支援教育の専門家集団であり、センター機能を大いに発揮してもらい、活用させてもらいたいと考えている。

例えば、特別支援学校の職員に就学指導委員会委員や就学相談の一環である「あじさい子育て相談会」の相談員として参画してもらい、市との連携を図りながら歩むよう計画しているところである。



可茂特別支援学校

児童福祉

■ 児童虐待の相談件数と把握方法は。

■ 市の家庭児童相談室では、平成22年度の全相談件数が延べ377件あり、うち虐待関係は、延べ123件であった。

そのうち、子ども相談センターへ送致した件数は7件あり、内容としては、児童養護施設への入所が2件、子ども相談センターの対応で終了したものが5件となっている。

本市における児童虐待の傾向としては、身体的虐待が多く、岐阜県と同様、平成21年度だけ減少している状況である。

また、虐待の危険性が高いハイリスク家庭については、健康課で行っている4カ月児健診、1歳6カ月児健診、3歳児健診において、それぞれ保健師が面談をし、その状況把握を行っている。

なお、赤ちゃん訪問では、赤ちゃん訪問員、母子保健推進委員および保健師が家庭を訪問して養育環境を確認し、母子の状況などの把握に努めている。

■ 嘱託保育士の割合が高すぎるのでは。

■ 現在、嘱託員は市全体で208人採用しており、うち嘱託保育士は40人となっている。

定員適正化計画に沿って職員削減を進めている中、保育士については、2人の退職に対し3人の正規職員を採用することで1人の増員をしている。

また、平成17年度からは保育士を毎年採用しており、この間11人の退職に対して15人を採用し、4人の増員をしている。

これにより、待機園児の解消や発達障がい児に対する保育士の加配配置などを行い、保育現場の充実を図っている。

高齢者福祉

■ 今後、美濃加茂市の高齢化はどのように進むのか。

■ 平成23年4月1日現在、本市の65歳以上の高齢者人口は1万421人、高齢化率は18.89%であり、平成19年と比較すると、5年間で高齢者人口は887人、高齢化率は1.33%増加している。

第5次総合計画の人口フレー

ム試算によると、5年後の平成28年には65歳以上の高齢者が1万1957人、高齢化率が20.4%になると見込んでいる。

今後も高齢者人口の増加とともに、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれる。

■ 命をつなぐカード(仮称)を創設しては。

■ 昨年2月から、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯など支援が必要な人を対象に、持病やかかりつけ医、緊急連絡先を記入した「救急情報缶」配布サービスを実施しており、要援護者台帳登録者を中心に約1340世帯に配布している。

しかし、このサービスは自宅での緊急時を想定したもので、外出先での緊急時には対応できない。

そのため、外出先でも対応可能な「命をつなぐカード」をはじめ、地域で支援の必要な人を見守るとともに、早期発見・早期対応するための地域支援ネットワーク構築を検討していく。

■ 保険料などの住民負担をどのように考えるか。

■ 制度を継続的に維持していくためには、給付と負担のバランスを保たなければならず、適正な給付と公平な負担の下、給

付が増えれば保険料の負担も増えるのが当然である。

しかし、負担能力にも配慮しなければならず、軽減制度を適用しつつ、増加する給付に見合う負担をお願いしていくことにも限度があり、国、県、市町村などの公費負担にも限度がある。

今後、少子高齢化が進む中で、世代間の負担の公平性を保ちつつ、高齢者が安心して地域で暮らせるよう、公的な支援だけでなく、地域で高齢者の生活を支え合っているような仕組みが重要である。

■ 介護支援に必要なサポーターの養成が必要では。

■ 本市では、認知症を正しく理解してもらうための市民啓発事業として、認知症啓発映画会、講演会、認知症サポーター養成講座を開催している。

5月末現在、サポーター養成講座の受講者数は1074人であり、その中で特筆すべきは、小学校4年生から6年生までの児童の受講者が16人いるということである。

認知症対策は大人だけの問題ではなく、家族の一員として一緒に生活する子どもたちの理解も非常に重要であり、昨年に引き続き、今年も夏休みに認知症

キッズサポーター養成講座を計画している。

今後も、老若男女を問わず、地域全体で認知症の人を支える環境を目指してサポーターの養成に力を入れる。



昨年のキッズサポーター養成講座の様子

■ 介護ボランティアの時間預託制度創設の考えは。

■ 今年度は、平成24年度から26年度までの介護保険事業計画を策定することとしており、その計画策定の準備として、ボランティア制度の導入に向けたモデル事業を計画している。

ポイント制度と換金や寄付ができる仕組みは、一つの方法として考えているが、時間預託の

介護ボランティア制度のあり方についても、モデル事業の中で検証していく。

健康事業

■ 特定健診の実施状況と医療費削減に対する効果は。

■ 平成22年度の特定健診の受診率は、対象者数9143人に対し受診者数が2545人で27・84%であった。

また、特定保健指導への参加率は、メタボリックシンドロームの危険性が高い方を対象とした積極的支援では、対象者数75人に対し参加者数は9人で12%、それよりもやや危険性が低い方を対象とした動機付け支援では、対象者数228人に対し参加者数は47名で20・61%であった。

特定健診や特定保健指導により、医療費削減にどれだけ効果があったかは、具体的な数値として示すことはできないが、受診後の保健指導などにより、健康意識が高まり、よい生活や運動を心がけ、定期的に医療機関を受診する意識を持つ方が増えていると思う。

■ つくばウエルネス事業実施による効果は。

■ 参加者は40歳から64歳を対象とした「カラダ革命クラブ」3教室で54人、65歳以上を対象とした「からだ貯筋倶楽部」4教室で50人となっており、教室実施の効果として3項目について評価をしている。

1項目目の「からだ年齢」については、いずれの教室も冬場に実施したこともあり、体脂肪率、筋肉率ともに大きな変化は見られなかった。

2項目目の「体力年齢」については、事業当初と比較して「からだ貯筋倶楽部」では男性が6歳、女性が3歳、「カラダ革命クラブ」では男性が3歳、女性が2歳の若返りが確認された。

3項目目の「運動の実施状況」については、平均総歩行数がそれぞれの教室で男女共に1500歩以上増加し、筋力トレーニングも個別に指示された目標運動量に近づき、体力的にも向上していた。

開始から6ヵ月で十分な効果とは言えないが、この教室を通じて日常的に運動に取り組むことにより、生活習慣病の予防や介護予防に役立つものと期待をしている。

遺族会

■ 遺族会への補助金を増額する考えは。

■ 遺族会への補助金は、市社会福祉協議会への補助金の中に含まれている。

遺族会の活動の中でも大きな事業である戦没者追悼式は、各地区で行われていたが、平成19年度から市主催の事業として実施している。

そのため、その追悼式にかかるとる事業費相当分を減額するとともに、市全体において各種団体への補助事業の見直しも行っており、20%の補助金減額を行っている。

補助やその金額については、原則的な考え方のもとに判断をしているが、事業内容とその効果、決算の状況などを考慮し検討していく。

定住自立圏構想

■ 個別協定事業の共有化をどのように進めるのか。

■ 定住自立圏構想の推進には、みのかも定住自立圏共生ビジョンの策定が必要であるが、策定の前には、市町村の壁や民間と行政の垣根を取り払い、地域の構成員が一体となって連携し、役割分担により具体的取り組みを協働して進めることが必要である。

このため、今年度から副市長を本部長とする「みのかも定住自立圏推進本部」を設置し、事業の推進を図ることとした。

推進本部では、事業を5つに分類し、それぞれに課長級職員を本部長として配置するとともに、事業ごとに担当職員を配置して具体的取り組みの実現方法について検討するプロジェクトチームを設置した。

また、プロジェクトチームでは、事業ごとに加茂郡の町村から参加する担当職員や関係者と一緒に進めて、具体的取り組みの実現方法について検討することとしている。

なお、平成21年から、美濃加茂市と加茂郡町村の職員の代表が集まり、「みのかも定住自立圏構想に係る美濃加茂市・加茂郡町村連絡会議」を開催しており、今後も連携を深めながら事業推進を図っていく。

■ 未参加町村との協議の現状と具体的な提案内容は。

■ 今年9月には白川町、12月には八百津町および東白川村との定住自立圏形成協定の締結ができるよう、準備を進めているところである。

また、白川町からの具体的な提案内容で特色あるものとして、「環境保全型木造住宅の普及促進」がある。

この取り組みの目的は、地域材を活用した木造住宅の普及を促進することで、美濃加茂市内にあるモデル住宅を拠点とし、圏域の住民に対して産直住宅の建設促進を積極的にPRし、販路の拡大を図ろうとするものである。



山手線沿いにあるモデル住宅「ひのか」

施設管理

文化会館の東側外壁上部の落書きの経緯とその対応は。

この落書きは、昨年の10月8日に市民からの通報で発覚し、加茂警察署へ被害届を提出後、犯人は逮捕された。

犯人は、付属棟西側非常階段の施設してある鉄柵の隙間から侵入して屋上に上がり、犯行に及んだものである。

今年3月上旬、犯人から国選弁護人を通じて、犯行は認めるが、弁償の能力がなく謝ることしかできないという旨の謝罪文が出された。

落書きの消去については、今年度予定している雨漏り対策のための修繕にあわせて行うことにしている。

子ども・幼児用プール休止の理由は。

前平市民プールは昭和58年に建設され、利用者数は開園当時の6万4000人をピークに年々減少し、昨年度は8400人であった。

近年は老朽化が進み、平成19年と20年度に一部改修や修繕工

事を実施したが、子ども・幼児用のプールについては、床改修や配管工事など多額の改修費が必要な状況となっている。

こうした中、平成21年に坂祝町と定住自立圏形成協定を締結し、公共施設の相互利用を推進することとなった。

そこで、お互いの施設が持つ強みを活かし、坂祝町の町民プールでは子どもや幼児にレジャー的な利用を、前平市民プールでは小・中学生や大人にスポーツ的な利用をしてもらいたいと考え、今年度、前平市民プールの子ども・幼児用プールは休止することに決定した。



坂祝町の町民ふれあいプール

交流センター

今後、交流センター長はどのように選任するのか。

現在、専任の交流センター長が設置されている施設は、上古井・下古井・牧野交流センターで、他の交流センターは連絡所長が交流センター長を兼務している。

これからは、各地の交流センターを地域づくりの拠点にしていきたいと考えており、将来は、各地にまちづくり協議会が設置され、その中から交流センター長を選任するのがふさわしいと考えている。

交流センター活用の周知方法は。

市民との協働による交流センター事業を円滑に推進することを目的として、各地区には生涯学習推進委員会が組織されている。

この組織では、交流センター事業の企画・立案および事業実施などを行っており、施設活用の周知のあり方についても、地区の生涯学習推進委員の皆さんと協議しながら推進していく。

産業振興

産業振興に対する取り組みは。

今年度から地域ブランド創造室を設置し、新たな地域ブランドの創造による産業振興により、美濃加茂市の活性化を推進していくことを今年度の重点分野としている。

まずは食の分野から取り組みこととしており、農商工連携など、異業種の連携による新たなビジネス形態を作るための仲介や支援、既存の商品に磨きをかけることなどが、市としての重要な役割であると考えている。

今後、産業祭に代わるものと考えているか。

産業祭は、市内の産業のPRを中心としたイベントの場という本来の目的とはその趣が変わってきている。

また、新たな産業のPRや振興の場として、農業、商業、工業などについて、既存の枠組みではなく、新たなルールにより一番適した産業振興を行う必要があると考えている。

そのため、今までの形態での開催は今年度で終了することを、産業祭実行委員会が決定した。

今後、産業祭に代わるものどのような形で開催するかについて、今年度中に商工会議所などと検討を行い、方向性を見いだしていく。

住宅リフォーム助成の状況と助成金額などを見直す考えは。

住宅リフォーム助成事業は今年の1月から実施しており、6月1日現在で46件の利用があり、今年度分として19件の申し込みがある。

今後、この助成制度を積極的に利用してもらえよう、さらなるPRを行うとともに、助成制度の利用者や施工業者などの意見を聞くなどして、皆さんにとって有益な制度にしていく。

また、助成金額や対象工事費の見直しについても、それらの意見を参考にしながら検討していく。

交流人口増加

交流人口増加のためにスポーツ大会や文化事業の開催を支援しては。

分野を問わずさまざまな大会を誘致し、パンフレットなどにより会場で美濃加茂市のPRを行うとともに、特産品の販売や宿泊の提供をすることは、経済効果もあり、市の知名度も高まり、交流人口の増加にもつながると考える。

現在、市のホームページにコンベンションガイドを作成し、公共施設を利用したさまざまな会議やイベントの誘致に努めているが、さらなる公共施設の活用についてもPRしていく。

ごみ減量化

ごみ袋の価格設定の根拠は。

本市は昭和30年にごみ処理手数料として徴収を始め、昭和47年に現在のような有料指定袋制度を導入し、1袋15円として収集を行っていたが、平成12年のささゆりクリーンパークのオープンに合わせ、1袋30円に改定した。

これは、新たな施設での処理

経費の大幅な増加と新処理場建設に伴う多額な起債の借り入れが、今後の財政運営に大きな影響を与えることを懸念したためである。

また、市では当時の分別収集を見直し、可燃ごみに含まれているペットボトル、食品トレー、発泡スチロールを資源として無料回収し、不燃物のうち食用缶やビンが資源として収集するなどの対策を行った。

これにより、現在は可燃物・不燃物のごみ袋を1袋30円、缶やビンの資源物のごみ袋を1袋10円として、市民の皆さんに負担してもらっている。

ごみ袋の料金を値上げする考えは。

ごみ袋料金の見直しを行った平成11年度は、ごみ1袋当たり6キログラムとしての処理費が287円であったが、ささゆりクリーンパークで施設建設費の負担が始まった平成14年度は326円、平成21年度からは400円を超している。

平成21年度に実施した市民満足度調査では、市の負担のあり方について68.3%の方が満足、重要度では79.8%の方が重要な事業としてとらえている。

今後は、ごみの減量やごみ袋料金など、ごみに関する課題に絞って市民の方々と関係者の意見をいただき、慎重に検討していく。

可燃ごみ収集量の状況と減量対策は。

収集量は、平成20年度が9423トン、21年度が9127トン、22年度が8941トンと減少してきており、市民のごみ減量に対する意識が高まってきたという表れだと思う。

しかし、まだ、出されるごみの中には資源となるごみの混入や生ごみの水分が多く含まれており、これが可燃ごみを多くしている原因だと思われる。

今後は、さらなるごみ減量に向けて、家庭廃棄物処理機器設置補助の活用や分別・水切りの徹底を周知していく。

資源物不法回収の防止策は。

4月から毎月1回、加茂警察署と合同で早朝の持ち去りパトロールを行うなど、不法回収防止に努めており、今後も実施する予定である。

また、自治会の方には、不法回収車両などを見つけたらナンバーなどを連絡してもらうようお願いするとともに、警察や

近隣市町村と連携し、条例の制定や防止策を検討していく。

道路整備

塚原河渡線の工事の進捗状況は。

平成20年度から5カ年計画で事業着手して、現在、用地交渉と工事を同時進行で行っている状況である。

用地補償については、平成22年度末で58.2%の地権者の方と契約が完了している。

また、工事については、平成23年度から、山手線との交差点より南に向かって、用地買収が済んでいる部分から順次施工している。

なお、当初は、事業期間として平成24年度完了を目指して用地交渉に努力していたが、用地交渉および建物移転などで、一部地権者の方の理解が得られず、当初の計画どおり完了するのは現時点では難しい状況と聞いている。

今後、県と市が協力して一日も早く完了させるべく努力していく。

道路占用料

雨水排水管の道路占用料の徴収状況は。

個人住宅から排出される雨水排水などに係る占用料については、県内のほとんどの市町村が道路占用料徴収条例を定めている。

また、県内市町村の約80%は、一般住宅の雨水排水管についての減免措置を条例で定めており、占用料を減免しているという状況である。

本市においても道路占用料徴収条例に従い占有料を徴収しており、減免措置はないが、条例中第3条・別表・摘要において、1件の占用につき、表により算定した額が500円以下である場合は免除する旨の規定をしている。

これにより、一般住宅の雨水管の口径を100ミリメートルとすると、6メートルまでは免除となる。

今後、各市町村の条例などを参考に、どのような徴収方法が市民に対して理解を得られるのか検討する。

可決された意見書

東日本大震災の復興対策の強化を求める意見書

平成23年3月11日の国内観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した東日本大震災は、大津波により北海道から関東までの広範囲にわたり甚大な被害をもたらした。

大地震及び大津波による直接的被害により、東北地方を中心として、多くの尊い人命が失われ、死者・行方不明者は合わせて22,943人（6月21日現在）、物的被害については、内閣府の試算で最大25兆円にのぼるという、まさに壊滅的な被害を受け、今なおその被害の全容が把握できない状況にある。

また、東北地方太平洋沿岸を中心に、被災者は大津波で住宅を失い、あるいは東京電力福島第一原子力発電所における事故により避難を強いられ、震災から3ヶ月以上が経過した現在でも、未だ8万人を超える方々が厳しい避難所生活を余儀なくされており、避難者の精神的、肉体的疲労は限界に達している。

このような中、国において党利党略による政局の混乱は、復興支援の停滞を招き、一刻も早い復興を願う国民の期待や、復興に向けて活動する被災者の気持ちに背を向けるものであり、決して許されるものではない。

今後、この度の震災による深刻な被害状況から被災地が復興を果たすためには、国において、明確な復旧・復興ビジョンを提示し、既存制度の枠組みを超える強力な復旧・復興対策を実施するとともに、これに係る財政措置を講ずることが必要である。

よって、国におかれては、一刻も早く被災者の安心・安全を確保するため、下記の事項について適切な対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 がれきや被災自動車等の災害廃棄物の撤去については、全額国の負担により必要な機材及び人材を確保し、早期撤去に努めること。
- 2 住まいを失った被災者が安心して生活再建への一歩を踏み出すことができるよう、国の責任において早急に仮設住宅の整備をするとともに、民間賃貸住宅の借り上げによる支援も含め、希望者全員が入居できるよう早急に対処すること。
- 3 道路・橋梁・堤防等の公共土木施設について、早期復旧を図るとともに、電気・ガス・水道等のライフラインや小中学校・社会福祉施設等の公共施設について、早期復旧に最大限の支援をすること。
- 4 災害救助法に基づく各種支援について、要件を緩和するなどして救済の拡大を図るとともに、被災者生活再建支援法に基づく支援金を大幅に引き上げることにより、被災者に対する支援の拡充を図ること。
- 5 原子力発電所の事故については、国の責任において、放射性物質の流出を一日も早く止めるとともに、一連の事態収拾のため全力を挙げて取り組むこと。

また、今回の事故に至った徹底的な原因究明と情報開示をするとともに、安全指針の抜本的な見直し、再発防止策の実施を早期に行い、全国の原子力発電所の安全確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
防衛大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

議事日程(主なもの)

5月

- 3日 美濃加茂市体育大会開会式
- 7日 身体障害者福祉協会代議員会
- 9日 議会運営委員会
- 10日 産業活性化特別委員会
- 14日 肢体不自由児者父母の会総会
- 16日 可茂地域市町村議会議長会議
- 18日 中濃法人会美濃加茂支部総会
- 20日 議会運営委員会
- 21日 議会行政改革特別委員会
- 21日 市文化団体連盟総会
- 24日 議員OB会研修会
- 25日 市観光協会総会
- 25日 ぎふ清流国体美濃加茂市実行委員会総会
- 26日 シルバー人材センター通常総会
- 27日 議会運営委員会
- 30日 中濃十市議会議長会議(郡上市)
- 30日 市議会第2回定例会
- 31日 中濃地域農業共済事務組合議会議臨時会(関市)
- 31日 中濃地方拠点都市地域整備推進協議会総会(関市)

6月

- 3日 岐阜県東海北陸自動車道建設連絡協議会定期総会(岐阜市)
- 5日 もったいないキッズ植林プロジェクト
- 11日 少年の主張美濃加茂大会
- 12日 岐阜県障害福祉事業所連絡会定期総会

7月

- 1日 新潟県糸魚川市議会行政視察来市
- 2日 市地区連合PTA研究大会
- 4日 全国市議会議長会社会文教委員会(東京都)
- 5日 議会だより編集委員会
- 6日 岐阜県市議会議長会議(本巢市)
- 11日 企画建設常任委員会行政視察
- 14日 KYB開発実験施設開所式典(川辺町)
- 17日 ぎふ清流国体リハーサル大会開会式
- 20日 議会行政改革特別委員会
- 21日 国民健康保険運営協議会
- 25日 産業活性化特別委員会
- 28日 洞戸川辺間主要地方道・県道上野関線改良整備促進期成同盟会(美濃市)
- 29日 国道418号整備促進期成同盟会総会
- 29日 可茂広域行政事務組合臨時議会
- 15日 全国市議会議長会議定期総会(東京都)
- 19日 市消防操法大会・消防団競練会
- 19日 健康の森あじさいまつり
- 24日 東海環状自動車道中東濃地域建設促進協議会定期総会
- 26日 名濃バイパス建設促進期成同盟会定期総会
- 26日 市商工会議所通常議員総会
- 27日 市美術連盟総会
- 27日 産業活性化特別委員会
- 29日 文教民生常任委員会行政視察

各常任委員会が行政視察を実施しました

<文教民生常任委員会>

6月29日から7月1日までの日程で、福岡県豊前市・太宰府市、大分県別府市・日田市を訪れ、障害者地域生活支援センターの活動状況や要保護児童対策、市民協働による文化事業の取り組みなどについて、行政視察を行いました。

<企画建設常任委員会>

7月11日から13日までの日程で、福岡県筑紫野市・柳川市・久留米市、佐賀県武雄市を訪れ、中心市街地活性化、有害鳥獣対策、川を活かした観光推進、農産物ブランド事業の取り組みなどについて、行政視察を行いました。

議会の傍聴にお越しく下さい

詳細は議会事務局までお問い合わせください
☎25-2111(内線281)



次の定例会は

8月30日から開会予定です

(一般質問は、9月7日、8日です)

市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます

美濃加茂市役所ホームページ → 市議会 → 情報(会議録検索)をご覧ください

<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>